



樺島 弘明がエル・ティー・エス<6560>株式の大量保有報告書を提出



エル・ティー・エス<6560>について、樺島
弘明が12月19日付で財務局に大量保有報告書（5%ルール報告書）を新規提出した。

提出理由は「発行会社の創始者であり、安定株主として長期保有するため」によるもの。

報告書によると、樺島
弘明のエル・ティー・エス株式保有比率は、24.66%と新たに5%を超えたことが判明した。

報告義務発生日は、2017年12月14日。